00294

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目　次

◇規　則　鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
◇訓　令　鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
◇人委規則　給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

規　則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県規則第七十三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中

衛生課	薬事係・食品衛生係・環境衛生係・温泉係

を

衛生課	薬事係・食品衛生係・環境衛生係

に、

環境保全課	公害第一係・公害第二係・環境整備係

を

環境保全課	公害第一係・公害第二係・環境整備係
自然保護課	企画調整係・休養施設係・温泉係

に、

観光課	管理係・観光係・施設係

を

観光課	振興係・観光係

に改める。

第十条衛生課の項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

第十条環境保全課の項の次に自然保護課の項として次のように加える。

自然保護課

一　自然保護行政の企画及び調整に関すること。

二　自然公園に関すること。

三　温泉に関すること。

四　その他他課の所掌に属しない自然環境の保護及び整備並びにその利用に関すること。

第十一条商工振興課の項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十二号とする。

第十一条観光課の項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

第十三条管理課の項中第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の施行に関すること。

第十三条河港課の項第七号を次のとおり改める。

七　砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）の施行に関すること。

第十八条の表中

鳥取県温泉審議会	温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分に関する意見の答申に関する事務

鳥取県公害対策審議会	公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

を削り、

環境保全課

を

鳥取県公害対策審議会	公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十九条第一項の規定による公害対策に関する基本的事項の調査審議等に関する事務
鳥取県温泉審議会	温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する知事の処分に関する意見の答申に関する事務

環境保全課
自然保護課

に改める。

第七十三条第一項の表の鳥取県鳥取保健所の項中

「

衛生課	食品環境係・試験検査係

」を

「

衛生課	食品衛生係・監視指導係・獣疫係・環境保全係
試験検査室	

」に改め、同表の鳥取県倉吉保健所の項中

「

衛生課	食品環境係・試験検査係

」を

「

衛生課	食品衛生係・獣疫係・環境保全係
試験検査室	

」に改め、同表の鳥取県米子保健所の項中

「

衛生課	食品環境係・試験検査係

」を

「

衛生課	食品衛生係・監視指導係・獣疫係・環境保全係
試験検査室	

」に改める。

同条第二項ただし書中「及び衛生課」を「、衛生課及び試験検査室」に改め、同項衛生課の項中第十三号を削り、同項衛生課の項の次に試験検査室の項として次のように加える。

試験検査室

保健衛生の試験検査及び研究に関すること。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十一条商工振興課の項及び第十三条の改正規定は、昭和四十六年十一月一日から施行する。

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事　石　破　二　朗

鳥取県規則第七十四号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一衛生課の項中

「

三十六	温泉掘さくの許可	温泉法	一六日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	三
三十七	温泉ゆう出路の増掘又は温泉ゆう出量を増加させるための動力の装置をすることの許可	〃	〃	〃
三十八	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許	ふぐの取扱等に関する条例	一〇	〃

一三日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	保健所	鳥取県温泉審議会の答申を要する。
〃	〃	〃
七	〃	」

を

「三十六	削除						
三十七	削除						
三十八	ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許	ふぐの取扱等に関する条例	一〇	三	七	保健所	」

に改める。

別表第一予防課の項の次に自然保護課の項として次のように加える。

自然保護課	一	温泉掘さくの許可	温泉法	一六日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	三	一三日に審議会の諮問答申に要する日数を加えた日数	保健所	鳥取県温泉審議会の答申を要する。
	二	温泉ゆう出路の増掘又は温泉ゆう出量の増加させるための動力の装置をすることの許可	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	三	国立公園特別地域内における行為に係るもので次に掲げるものの許可 1 住宅及び仮工作物の新築又は増改築 2 森林区施業計画の要件に適合する木竹の伐採 3 広告物の設置その他これに類する物件の表示 4 土地形状の変更 5 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものの採取 6 屋根、壁面等の色彩の変更	自然公園法	八		八	広報文書課	
	四	国定公園における公園事業の一部執行の承認又は認可	〃	〃		〃	〃	
	五	国定公園特別地域内における行為に係るもので次に掲げるものの許可 1 工作物の新築又は増改築 2 木竹の伐採	〃	〃		〃	〃	

00298

			3 鉱物の掘採又は土石の採取 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼす行為 5 広告物の設置その他これに類するものの表示 6 水面の埋立又は干拓 7 土地形状の変更 8 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものの採取 9 屋根、壁面等の色彩の変更					
		六	国定公園特別地域内特別保護地区内における行為に係るもので次に掲げるものの許可 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧 3 屋外における物の集積又は貯蔵 4 火入れ又はたき火	〃	〃	〃	〃	

鳥取県訓令第二号

訓令

別表第一観光課の項を次のように改める。

		5 植物又は落葉若しくは落枝の採取 6 動物の捕獲又は動物の卵の採取 7 道路及び広場以外の地域内への車馬の乗入れ					
観光課	一	旅行あっ旋業の登録又はその変更の登録若しくは更新登録	旅行あっ旋業法	一二		一二	広報文書課
	二	通訳案内業の免許若しくはその更新又は免許証の再交付若しくは書換	通訳案内業法	八		八	〃

別表第二中「環境保全課　環」を「環境保全課　環
自然保護課　自」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十六年十月一日

鳥取県知事　石破二朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は地方機関の長」を削る。

第六条中「、県税事務所長」を削り、「県立病院長」を「病院長」改める。

別表を次のように改める。

別表

評定区分表

所属機関	被評定者	第一次評定者	第二次評定者	区分記号
本庁	課長補佐 室長 所長 総括主計員 副検査専門員 室長補佐	課長 出納室長	部長	A
	主幹 係長 主計員	課長補佐 県営林室長 漁港施設室長 室長補佐	課長 出納室長	A
	右以外の職員	室長 所長 係長 主計員 被評定者が課の内部組織に属さない職員にあつては課長補佐	課長 出納室長	B
東京事務所 大阪事務所	部長	次長	所長	A
	右以外の職員	部長 神戸貿易事務所長	所長	B
県税事務所	課長 統括税務専門員	次長 次長を置かない県税事務所にあつては所長	所長	A
	課長補佐	課長	所長	A
	右以外の職員	課長 統括税務専門員	所長	B
	課長	次長	所長	
	室長	次長を置かない機		

機関	職	区分
	関にあっては機関の長	A
福祉事務所、保健所、土木出張所	所長	A
	課長	A
	主幹、係長、課長補佐、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉司	A
	課長	B
	係長、課長補佐、室長	B
	右以外の職員	B
身体障害者更生指導所、児童相談所、喜多原学園、皆成学園、積善学園、保育専門学院、専修職業訓練校、繭検定所、境港水産事務所、大山農地開発局	次長	A
	所長、園長、院長、校長、局長	A
	主幹、係長、部長	A
	次長	A
	所長、園長、院長、校長、局長	A

機関	職	区分
佐治川治水ダム建設事務所	右以外の職員	B
	係長、部長	B
	所長、園長、院長、校長、局長	B
整肢学園	事務次長、係長、医長、部長、婦長	A
	事務長、園長、総婦長	A
	園長、園長	A
	右以外の職員	B
	医長、部長、係長、婦長	B
	園長、事務長、総婦長	B
衛生研究所、工業試験場、農業試験場、果樹試験場、食品加工研究所、畜産試験場、中小家畜試験場	課長、科長、室長、次長、分場長	A
	所長、場長	A
	課長	A

蚕業試験場、種畜場、林業試験場、水産試験場	右以外の職員	科長、室長、次長、分場長	所長、場長	B
病院	医長、副医長、科長、薬剤長	副院長	院長	A
	婦長	総婦長	院長	A
	課長	事務長	院長	A
	主幹、係長	課長	事務長	A
	右以外の職員	医長、科長、薬剤長	院長	B
		婦長	総婦長	B
		婦長でできない場合は総婦長		B
		係長	課長	B
地方農林振興局	課長補佐、主幹、係長	課長	局長	A
	右以外の職員	係長、主幹	課長	B
農業改良普及所、家畜保健衛生所、蚕業指導所、久米ケ原土地改良事業所	次長、出張所長	所長		A
	右以外の職員	次長、出張所長(農業改良普及所にあつては所長)	所長	B
農業経営大学校、都市開発事務所	課長	次長	校長	A
	課長補佐	課長	所長	A
	右以外の職員	課長	校長、所長	B
右以外の地方機関	次長	機関の長		A
	右以外の職員	次長(次長を置かない機関にあつては機関の長)	機関の長	B

00302

地方労働委員会事務局			
課長	次長	局長	A
課長補佐	課長	局長	A
右以外の職員	課長補佐	課長	B

備考　評定者である次長、課長補佐、室長補佐、統括税務専門員、主計員、医長又は婦長が二人以上置かれている課（室）又は地方機関にあつては、これらの者のうちから課（室）又は地方機関の長が指名するものを評定者とする。この場合において、評定者を二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。

附　則

この訓令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県人事委員会委員長　森　本　繁　蔵

鳥取県人事委員会規則第三十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「行政職給料表の適用を受ける者」を「医療職給料表㈠の適用を受ける者及び人事委員会が別に定める者」に改め、同条同項第三号中「主幹」を「室長、課長補佐（技術吏員に限る。）、主幹（技術吏員に限る。）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県人事委員会委員長　森　本　繁　蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の保健所の項中「係長」を「室長、係長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

00303

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十月一日

鳥取県人事委員会委員長　森　本　繁　蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の保健所の項中

所　　長

を

所　　長
衛生課長
保健予防課長（人事委員会が承認したものに限る。）
保健衛生課長（人事委員会が承認したものに限る。）

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便認可
発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥　取　県
【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】